

「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）」
に対する県民意見の募集の結果について

令和7年1月27日

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

令和6年12月10日から令和7年1月20日までの間、県民の皆様から募集した「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、2人の県民の皆様から延べ4件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	RC（再生材料）にゴミが多いため、ふるい分けをきちんとすべきだと思う。	盛土規制法の目的は、宅地造成等に伴う崖崩れや土砂の流出による災害の防止であり、RC分別の適正化は直接の目的ではありませんが、関連部署にご意見を伝えます。
2	1	締め固めは何層かに分けて行うべきだと思う。	盛土規制法施行令7条1項1号イで、概ね30cm以下の厚さの層ごとに分けて盛土し、締め固めを行うよう規定されています。
3	1	散水をしながら締め固めるべきだと思う。	盛土の安全性確保のため、必要と認められる場合は、現場条件や土質などに応じ適切な指導等を行ってまいります。
4	1	宅地造成等の施行同意書（第三号様式）に印鑑証明書の添付は不要か。	施行細則（案）4条2項6号「その他知事が必要と認める書類」の1つとして、別途定める「盛土規制法運用の手引き」で規定することを検討しています（手引きについては、別途意見募集を行う予定です）。

土木建築部 都市・まちづくり推課 盛土対策班

電話 097-506-4692

電子メール a17510@pref.oita.lg.jp